

令和6年 4月23日

第2・3学年保護者等各位

福岡県立玄洋高等学校長

教務規定の一部改定についてのお知らせ

陽春の候、保護者等の皆様におかれましてはますます御健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、昨年度末の国及び県からの通知を受け、本校教務規定を見直し、令和6年4月から一部改定しております。この改定により、特に進級・卒業の認定において下記の通り変更しておりますのでお知らせいたします。

記

(1) 進級、卒業の認定に関して

(前年度まで)

本校所定の当該学年における教科・科目及び「総合的な探究の時間」の単位を全て履修した上で、当該学年次における単位を全て修得した場合



(令和6年度から)

本校所定の当該学年における教科・科目及び「総合的な探究の時間」の単位を全て履修した上で、当該学年次における未修得科目が、合計4単位以内であること

(2) 追試に関して

(前年度まで)

学年末成績が40%に達しない科目については、追指導、または追指導と追試験を行う



(令和6年度から)

学年末成績が40%に達しない科目について、追指導及び追試験は実施しない